髙和果公報

目 次

告 示		ページ
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
○保安林の指定の予定	(")	1
○保安林の指定予定に係る通知の掲示	(")	1
○道路の区域変更	(道 路 課)	2
○道路の供用開始	(")	2
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課)	2
公 告		
○土地改良区の解散の認可	(農業基盤課)	2
○建設業法に基づく処分	(土木政策課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2

告 示

高知県告示第35号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

令和5年2月3日

高知県知事 濵田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町井崎字ヱノキ谷4の1、1010の1、1010の 2、1010の17、1010の18
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字エノキ谷4の1・1010の1・1010の2・1010の18(以 上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第36号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26 年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和5年2月3日

高知県知事 濵田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所 須崎市浦ノ内東分字ヲゝナロ3880の2、3880の3、3881の 1、3881の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ヲゝナロ3880の2・3880の3・3881の1・3881の4 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第37号

令和 4 年12月高知県告示第928号で告示した指定予定に係る保 安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年 法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通 知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨 を告示する。

令和5年2月3日

高知県知事 濵田 省司

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川
 - イ 氏名

北川 與市

(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村下八川248番屋敷

イ 氏名

藤田 峯太郎

- (3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川
 - イ 氏名

藤田 峯太郎

- (4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村下八川
 - イ 氏名

藤田 峯太郎

- (5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川
 - イ 氏名

藤岡 喜太郎

- (6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川
 - イ 氏名

藤岡 近之助

- (7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村下八川丁923番地
 - イ 氏名

藤岡 明義

- (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村下八川
 - イ 氏名

藤田 為次

- (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川
 - イ 氏名

三宮 貞五郎

- (10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村下八川丁2165番地
 - イ 氏名

藤田 福馬

- (11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川
 - イ 氏名

北川 松平

- (12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川
 - イ 氏名

藤岡 慶八

- 2 保安林に指定する予定の通知の要旨
- (1) 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町下八川字布山丁5552、丁5553

- (2) 指定の目的 水源の瀬養
- (3) 指定施業要件

立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年2月3日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和5年2月3日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区	間		更前り別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川 大井向161番 安芸郡東洋 下大前丙58	季2から 町野根字	前		3. 3 { 18. 5	12, 642
安芸郡北川 大井向161番 安芸郡東洋 下大前丙58	季2から 町野根字	後	A	3. 3 { 18. 5	12, 642
安芸郡北川 大井向250番 安芸郡北川 モチ田212番	計1から 村安倉字		В	16. 0	984

高知県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年2月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月3日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名十和吉野
- 3 道路の区域

供用開始区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町古城字 スベ1273番2から 高岡郡四万十町古城字 山1376番12まで		75	令和5年2月3 日

高知県告示第40号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和5年2月3日

高知県知事 濵田 省司

地名	地番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字ハ ノ丸	336番 9	6.00	29. 43	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、須崎市浜田土地改良区の解散を令和5年1月23日に認可した

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月3日

高知県知事 濵田 省司

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年2月3日

高知県知事 濵田 省司

- 処分をした年月日 令和5年1月19日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号

香南建設株式会社 代表取締役 今村 義男 香南市赤岡町566番地 1 高知県知事許可(特)第1353号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

解体工事業に関する営業のうち、公共工事(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。)に係るもの

(2) 営業の停止の期間

令和5年2月3日から令和6年2月2日までの1年間

4 処分の原因となった事実

香南建設株式会社の当時の代表取締役の北代達也は、令和2年12月頃、当時の香南市議会議員に対し、香南市が同月17日を入札日として施行した栄町A団地解体工事の一般競争入札の最低制限価格を聞き出して欲しい旨を働き掛け、同議員が同市の職員から聞き出した当該価格の近似額の教示を受けて落札した上、同議員に対し、その謝礼として10万円の商品券を供与したものである。

このことにより、令和4年9月27日付けで高知地方裁判所から、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項及び第198条の規定に違反するものとして、懲役1年6月執行猶予3年の有罪判決を受け、同年10月12日に刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 令和5年2月3日

·····

高知県知事 濵田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和 4 年12月21日 4 高幡土開第 7 号	宿毛市鷺洲5534番ほか4筆	新潟県新潟市南区 清水4501番地 1 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎